

令和6年度
宇部市介護職等就職支援助成制度
募集要領

募集期間

令和6年6月3日(月曜日)～令和7年3月31日(月曜日)

問い合わせ

宇部市 健康福祉部 介護保険課

介護給付係

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8396

FAX：0836-22-6026

メール：kaigo@city.ube.yamaguchi.jp

令和6年度宇部市介護職等就職支援助成制度募集要領

本市において安定した介護サービスの提供を図るため、市内の介護サービス事業所に介護職として新たに就職する人に対して、就職支援金として助成します。

1 助成対象者

(1) 新卒就職者	令和5年度及び令和6年度に養成機関等を卒業（修了）、又はその見込みで市内の介護サービス事業所に常勤介護職として新たに就職する人
(2) 転職就職者	介護職以外の職を離職した者で、令和6年度中に市内の事業所で介護職として就労する人
(3) 復職就職者	過去に介護職から離職した者で、1年以上の離職期間を経た後に、令和6年度中に市内の事業所で介護職として就労する人

※介護サービス事業所とは、介護保険法（平成9年法律第123号。）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所をいう。

※介護職とは
介護サービス事業所で相談及び介護に従事する者をいう。但し、事務員は除くものとする。

2 対象要件

以下の要件をすべて満たすこと

- 市税、保険料等市に対する納付金を滞納していないこと。
- 過去に当該制度の就職支援金の助成を受けていないこと。
- 他の同様の主旨の助成制度を利用又は利用する予定がないこと。
- 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- 介護職として市内の介護サービス事業所に2年以上継続して勤務すること

3 助成金額

対象者	助成金額
新卒就職者	□一人あたり 100,000円
転職就職者 復職就職者	□一人あたり 100,000円 ※非常勤介護職員として就労する人は 一人あたり 50,000円

4 募集期間

令和6年6月3日（月曜日）から令和7年3月31日（月曜日）まで

5 申請方法

次に掲げる書類を募集期間内に下記9まで持参又は郵送で提出すること。

※郵送の場合、令和7年3月31日（月曜日）必着

書類名	新卒就職者	転職就職者	復職就職者
①宇部市介護職等就職支援助成金交付申請書（様式第1号）	○	○	○
②宇部市介護職等就職支援助成金卒業予定証明書（様式第2-1号）	○ <small>（前年度の卒業者は卒業を証する書類）</small>		
③宇部市介護職等就職支援助成金就労予定証明書（様式第2-2号）	就労予定の場合は③、 既に就労中の場合は④を提出		
④宇部市介護職等就職支援助成金就労証明書（様式第2-4号）			
⑤宇部市介護職等就職支援助成金退職証明書（様式第2-3号）		○	○
⑥誓約書（様式第3号）	○	○	○
⑦市税、保険料等市に対する納付金を滞納していないことを証する書類	市外在住の場合 （申請年の1月1日に市外在住だった場合含む）		
⑧その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出		

※各様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

宇部市>市政情報>補助金・助成金>個人対象の補助金・助成金>宇部市介護職等就職支援助成金



6 助成金交付の決定

書類審査のうえ速やかに決定し、申請者に交付（不交付）決定通知書で通知します。

7 助成金交付決定後の手続

（1）助成金請求

令和7年3月31日（月曜日）

までに宇部市介護職等就職支援助成金交付請求書（様式第5号）を提出すること。

（2）就労状況の報告

対象者	就労開始の確認書類	就労継続の確認書類
新卒就職者	就労開始後速やかに提出 □宇部市介護職等就職支援助成金 就労証明書（様式第2-4号） □養成機関等が発行する卒業を証明する書類	交付の決定を受けた日から起算して1年目及び2年目を経過した後に提出 □宇部市介護職等就職支援助成金 就労継続証明書（様式第2-5号）
転職就職者 復職就職者	就労開始後、速やかに提出 □宇部市介護職等就職支援助成金 就労証明書（様式第2-4号）	交付の決定を受けた日から起算して1年目及び2年目を経過した後に提出 □宇部市介護職等就職支援助成金 就労継続証明書（様式第2-5号）

8 助成金交付決定の取消及び助成金の返還

次の事由に該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、全額返還を求める場合があります。

- (1) 交付決定を受けた当該年度に養成機関等を卒業できなかったとき。
- (2) 市内の介護サービス事業所に就職しなかったとき。
- (3) 介護サービス事業所に就職後、2年以上経過する前に離職等をしたとき。
※令和6年4月1日に就労開始した場合、その後継続して勤務し、令和8年3月31日を経過する前に離職した場合は助成金の返還を求めます。
- (4) 提出書類に偽りがあったとき。
- (5) その他助成金の交付が不相当と認められるとき。

9 提出先・問い合わせ先

宇部市健康福祉部介護保険課 介護給付係

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8396 FAX 0836-22-6026

メール kaigo@city.ube.yamaguchi.jp